

事 務 連 絡  
令和4年12月14日

各都道府県教育委員会不登校特例校担当課  
各指定都市教育委員会不登校特例校担当課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当  
附属学校を置く各公立大学法人担当  
小中高等学校を設置する学校設置会社を 御中  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課  
各不登校特例校を設置する地方公共団体  
各不登校特例校を設置する学校法人  
各不登校特例校校長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

不登校特例校の設置促進に向けた連携・協働体制の構築について（協力依頼）

平素より不登校特例校の円滑な運営及び不登校児童生徒への学習支援等にご尽力いただき、ありがとうございます。

平成17年7月に構造改革特区において実施されていた不登校児童生徒の状況に応じた特別な教育課程を編成できる学校の設置が全国化され、令和4年12月時点で全国において21校が開校しています。

一方で、教育機会確保法等の趣旨の浸透や新型コロナウイルス感染症等の影響による生活リズムの乱れ等により、不登校児童生徒数は年々増加しており、教育支援センターでの取組や地方公共団体と民間団体等との連携を進めるとともに、不登校特例校の設置も一層促進していく必要があります。

なお、令和4年6月に公表した「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」において、不登校特例校の設置促進が盛り込まれ、文部科学省から各地方公共団体及び学校法人等に通知するとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）においても、「不登校特例校の全都道府県等での設置や指導の充実の促進」が盛り込まれたところです。

各不登校特例校設置者及び各校長の皆様におかれましては、上記の趣旨をご理解いただき、全国での設置の機運が高まるよう、公立・私立の不登校特例校が連携・協働して、特色ある取組や実践を全国にPRいただくとともに、学校設置を希望する地方公共団体や法人等に設

置に関する様々な情報交換等を行うことができるよう、下記について、ご配慮いただきますよう、お願い申し上げます。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条 1 項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

## 記

### 1. 「不登校特例校全国連絡協議会」の設立について

不登校特例校同士がつながり合い、学び合うことで不登校特例校内での活動を充実させるとともに、広く不登校特例校の設置促進を図っていくため、「不登校特例校連絡協議会」を設立することが検討されています。

つきましては、別添 1 「1. 「不登校特例校全国連絡協議会」発足総会について」をご一読頂き、特に不登校特例校を設置している団体・学校におかれましては、協議会への加入及び準備会への参加について積極的に御検討いただきますようお願いいたします。

また、「不登校特例校全国連絡協議会」規約において、別紙案が作成されておりますので、協議会への加入を検討されている団体・学校等におかれましては、ご確認いただきますようお願いいたします。

### 2. 「不登校特例校全国の集い」への出席について

不登校特例校での活動や必要性等を知っていただくため、文部科学省と不登校特例校全国連絡協議会（令和 5 年 2 月 5 日発足予定）が連携し、「不登校特例校全国の集い」を開催いたします。

様々な不登校特例校での実践等について聞くことができる貴重な機会となりますので、別添 1 「2. 不登校特例校 2022 年度「全国の集い」について」をご覧いただき、奮ってご参加いただきますようお願いいたします。

### 3. アンケートの協力について（すでに設置済みの不登校特例校のみ該当）

今回開催される「不登校特例校全国の集い」では、不登校特例校の教育内容や現状の課題等、様々な取組が発表され、これまで以上に、不登校特例校の設置や教育活動を充実する機運が高まっていくことが予想され、不登校特例校の設置や運営の一助となるよう、準備会事務局において、アンケートを実施することになりました。

つきましては、別添 2 「全国の集いに向けてアンケートのお願い」を記入いただき、指定の送付先にメールにて回答いただくようお願いいたします。

なお、本アンケートの回答は、不登校特例校を設置している学校に対する依頼でございます。

すので、該当のない部署においては、アンケートの回答は不要です。

以上

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

課長補佐 大野

生徒指導第一係

TEL 03-5253-4111 (内線3299)

FAX 03-6734-3735

E-MAIL [s-sidoul@mext.go.jp](mailto:s-sidoul@mext.go.jp) (神崎、岡本、佐藤)